



新型コロナウイルス感染拡大に伴う 受診制限等の変更について(お知らせ)

県内において、飲食店や職場、高齢者施設においてクラスターが確認され、今後、県内全域における家庭内感染や、学校等における新たなクラスターの発生リスクが高まってくると危惧されることから、8月19日から実施していた受診制限等の措置を、下記のとおり変更することといたします。

記

- 1 来院時に **37.5℃以上の発熱症状がみられる方は、原則として、受診制限を継続**させていただきますが、**感冒症状を主訴とする方は、医師により受診の可否を判断**させていただきます。
- 2 **ご本人、又は同居されているご家族が、2週間以内に次のいずれかに該当する場合は、受診をご遠慮**いただきます。
 - ① **感染者、又は濃厚接触者と接触した場合**
 - ② **通っている保育園・幼稚園・学校・職場などで、感染者又は濃厚接触者が確認された場合**
- 3 **付き添いの方は、患者様1名に対して大人の方(高校生以下は不可)1名に限らせていただきます。**
複数の方がいらっしゃった場合、**付き添いの方以外は自家用車等で待機**をお願いします。

なお、受診できないことによる**お困り事がある場合には、電話でご相談**ください。おって、今後の流行状況により、上記の対応を変更する場合がありますが、その場合には、改めてお知らせします。

当センターには、**常時医療的ケアを必要とするお子さんが入院**しております。

また、外来には**基礎疾患をお持ちの患者さん**も多くいらっしゃいます。このような患者さんが、新型コロナウイルス感染症に感染すると**重症化する**ことが懸念されることから、**感染防止対策を強化**しております。

皆様には、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、**院内感染防止**のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年11月27日

岩手県立療育センター所長

